

北陣後援会会則

2026年5月時点

第一条 (名称)

- ・本会は、北陣後援会 と称する。

第二条 (目的)

- ・本会は、北陣聖犬を支援し、激励し、加えて親睦を図ること、交流を深めることを目的とする。

第三条 (会員)

- ・本会の会員は、会則に賛同する全国各地の会員で組織する。
- ・本会への入会は、年会費を納入することにより会員となる。
- ・会員は、第八条のコースに属す。

第四条 (組織)

- ・本会は、第三条に定める会員をもって組織する。

第五条 (退会)

- ・退会は、退会届を提出した後退会と認める。
- なお、既納の年会費は返却しないものとする。

第六条 (会計)

- ・本会は、年会費及び寄付金をもって運営する。
- ・会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第七条 (その他)

本会は、会員が以下の事由のいずれかに該当すると判断する場合、退会させることができる。

- ・公序良俗に反する行為を行った場合。
- ・本会の会則に違反し、本会の名誉を著しく毀損した場合。
- ・他の会員または、北陣の著作権や肖像権、プライバシー等を侵害した場合。
- ・反社会的勢力及びその関係者であることが発覚した場合、及び反社会的勢力との繋がりが発覚した場合。
- ・その他本会が不適切と判断する行為があった場合。

第八条 (会員特典)

一般会員 一口 10,000円 ・番付表 (年6場所分)

- ・原則入会期限は毎年1月1日から1月31日とする。
- ・入会期限外に入会した方の番付表は各場所の前月1日までに入会済の方が対象になります。
(例) 7月場所→6月1日までにご入金済の方にお送り致します。
6月2日以降に入会の方は、次の9月場所からお送り致します。
- ・入会の時期により、当該年の特典であってもご提供できない場合があります。
- ・会員は、会費を所定の方法により納入するものとし、納入された会費は、理由の如何を問わず返還いたしません。途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とします。
- ・本会の提供するサービスの利用にあたり、会費のほかに別途参加費用が必要となった場合は、予めこれを会員にお知らせするものとし、会員が当該サービスを利用する場合には、これを支払うものとし、
- ・本会は、会員への事前告知をもって、会費を変更することができるものとします。